



令和4年(ネ)第287号 大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 三輪唯夫ほか3名

被控訴人兼控訴人 岐阜県

被控訴人 国

訴えの変更申立てに対する意見書

令和5年9月15日

名古屋高等裁判所民事第2部De係 御中

被控訴人国指定代理人

長尾 武 明

長尾 正 樹

木村 美 香

井澤 雄 介

高橋 賢 二

嶺 翔 士

天 野 豪

栗 野 将 彰

被控訴人国は、本意見書において、一審原告らの2023年（令和5年）6月29日付け訴えの変更申立書（以下「訴えの変更申立書」という。）による訴えの変更申立て（以下「本件申立て」という。）に対し、次のとおり意見を述べる。

なお、略語の表記は、本書面において新たに定義するほか、被控訴人国の従前の例による。

第1 被控訴人国の意見

本件申立ては不当であるから、被控訴人国は、本件申立てによる訴えの変更を許さない旨の決定をするよう申し立てる（民事訴訟法（以下「民訴法」という。）297条、143条4項）。

第2 意見の理由

- 1 訴訟判決についての控訴審での訴えの変更は、新請求について審級の利益を奪うことになるから、原則として、消極に解するのが相当である（最高裁昭和41年4月19日第三小法廷判決・訟務月報12巻10号1402ページ、東京高裁昭和53年3月8日判決・判例タイムズ369号175ページ、東京高裁平成22年7月7日判決・判例時報2095号128ページ、知財高裁平成31年2月19日判決・公刊物未登載（判例秘書登載）、秋山幹男ほか・コンメンタル民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕206ページ）。第一審で事実関係についての審理を遂げており、相手方が訴えの変更の申立てについて特に異議を述べていないなどの事情の認められる場合には、相手方の有する審級の利益を害することはなく、また、訴訟手続を遅滞させるおそれもないので、訴えの変更が許される（最高裁平成5年12月2日第一小法廷判決・集民170号693ページ）。

なお、一審原告らが重要な裁判例として指摘する仙台高等裁判所平成28年2月2日判決（判例時報2293号18ページ）も、「訴えの変更は、請求の

基礎に変更がなく、著しく訴訟手続を遅延させることがないときに許される(民法297条、143条)が、訴え却下判決に対する控訴審における訴えの変更は、そもそも控訴審の審判の対象が訴え却下の当否に限られ、請求の当否を問題にしないのが原則であり(同法307条)、控訴審で請求の当否を審理した場合には、反対当事者の審級の利益が奪われると考えられることなどからすれば、原則として許されないものというべきである。ただし、前提となる事実関係について一審裁判所が審理を遂げ、反対当事者において異議がないなどの事情が認められ、訴えの変更を許すことによって相手方の審級の利益を害することなく、訴訟手続を遅延させるおそれもないときは上記訴えの変更が許される場合があるとはいえる」とした上で、「上記訴えの変更については、例外的に許されるべき事情が備わっているとは認められず、許されないものと判断される。」と判示している。

- 2 これを本件についてみると、本件申立ては、原審で事実関係についての審理を遂げたとはいえず、相手方である被控訴人国は強く異議を述べるものであり、また、訴訟手続を遅滞させるおそれもあるから、速やかに不許の決定がなされるべきである。以下、理由について詳述する。

(1) 原審で事実関係についての審理を遂げたとはいえないこと

本件申立ての対象となっている個人情報抹消請求と併合審理されている国家賠償請求については、大垣警察による情報収集等に関する事実関係について一定の審理は遂げられており、原判決は、「本件では、大垣警察が収集し、保有していた原告らの情報の内容、情報収集の方法及び時期すら明らかではなく、原告らの上記主張に係る事実、本件全証拠によっても認めるに足りず、この点に関する原告らの上記主張は採用できない。」(原判決34ページ)、「大垣警察がシーテック社に対して提供した情報については、その収集及び保有の必要性について否定することができない上、任意の手段により行われたものであることを踏まえると、これらの行為が国家賠償法上違法で

あるとまではいえない。また、大垣警察が本件情報交換においてシーテック社から収集し、保有していた情報については、本件風力発電事業に関連する原告三輪及び原告松島の活動を考慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったことは否定できず、国家賠償法上違法とまではいえない。」(同判決38ページ)と正当に判示しているところである。

しかしながら、個人情報抹消請求については、原判決が「原告らは、警察庁及び岐阜県警等が、原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めているが、警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない」(原判決40ページ)として、一審原告らの請求を却下したとおり、そもそも一審原告らが抹消を求める対象とする情報は被控訴人国が現に保有しているのか、同情報のうち違法に収集したものが何であるのか、そのような情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのか、加えて、本件が人格権に基づく抹消請求である以上、何をもって一審原告らに受忍限度を超えるほどの人格権の侵害が生じたといえるのかなど、個人情報抹消請求固有の争点に関する審理が、原審において十分に遂げられているとは到底いえない。

したがって、本件申立てが許可され、控訴審において請求の当否について審理されるようなことになれば、被控訴人国の審級の利益が害されることは明らかである。

以上のとおり、本件では、「第一審で事実関係についての審理を遂げており」の要件を満たさない。

(2) 相手方である被控訴人国は強く異議を述べること

前記(1)で述べたとおり、個人情報抹消請求固有の争点に関する審理は、原審において十分に遂げられているとは到底いえず、本件申立てが許可され、控訴審において請求の当否が審理されるようなことになれば、被控訴人国の審級の利益が害されることは明らかである。

よって、被控訴人国は、本件申立てに対して強く異議を述べるから、「反
対当事者において異議がない」の要件を満たさない。

(3) 訴訟手続を著しく遅延させるものであること

原審における審理の経過等に照らせば、一審原告らの訴えの変更は明らか
に時機に後れており、これを許せば、訴訟手続を遅延させることになるのは
明らかである。

すなわち、一審原告らは、訴状において、例えば一審原告三輪唯夫に関し、
「原告三輪唯夫に関する個人情報、行動記録などを記録した文書（図面、写
真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含
む、以下同じ。）及び磁気データ並びに収集した文書、写真及び磁気データ」
（訴状別紙物件目録2）と記載していた。

これに対し、被控訴人国は、「原告らは、警察庁の保有する原告らの個人
情報のうち、岐阜県警が原告らの人格権を侵害して違法に収集したものが何
であるかを具体的に主張していない。そうすると、原告らが被告国に抹消を
求める対象が何であるのかが特定されていないと言わざるを得ない。」（原
審被告国答弁書第2・4ページ）などと反論し（被控訴人兼控訴人岐阜県（以
下「一審被告県」という。）同旨）、原審裁判所もこれに理解を示し、平成
30年9月3日の第2回口頭弁論期日において、一審原告らに対し、「①訴
状において、岐阜県の職員とシーテック社との会合において個人情報のやり
とりがされた旨主張しているが、事実経過として記載されているだけで、原
告らの請求とどのように関係するのか判然としない、②原告らは、被告らが
原告らの個人情報を保有していることが違法だと主張するが、具体的にどの
ような事実に基づいて主張をしているのか判然としない、③どのような情報
の抹消を求めているのかが判然としないが、裁判である以上、これらは特定
する必要があるとの指摘を受けた上、④原告らが抹消を求める情報が何なの
かを具体的に特定すること、⑤それを被告らが保有することがどうして違法

になるのかを明示することを求め」たものである（原審被告国平成30年1月29日付け第2準備書面（未陳述）第1・2ページ参照）。

それにもかかわらず、一審原告らは、例えば、一審原告三輪唯夫に関し、「(3)上記以外の個人情報」として「上記(1)及び(2)を除く、原告三輪唯夫に関するその他一切の個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ、並びに収集した文書及び磁気データ」と記載するなど（2019（平成31）年4月1日付け訴状訂正申立書）、結局は、警察庁警備局が保管している一審原告らに関する一切の抹消の請求を求めることに固執し、従前の請求の趣旨を変更しなかった。そこで、被控訴人国は、一審原告らが、情報の種類・性質、収集方法、保有の根拠・態様などを問うことなく、警察庁警備局が保有する原告らに関する一切の情報の抹消を求めているものと解し、一審原告らの被控訴人国に対する訴えは、請求の趣旨及び原因により請求が特定できておらず、不適法なものであると反論した（原審被告国第3準備書面第2・2及び3ページ）。それでもなお、一審原告らは、「原告らは、警察庁、岐阜県警等が保有する原告らの情報は、全て違法に保有されていると主張するものであるから、抹消請求の対象となる情報は特定されているというべきである。」（原判決16ページ）との主張を維持した。

そして、原判決は、「原告らは、警察庁及び岐阜県警等が、原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めているが、警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上、乙事件の訴えに係る請求の内容では、被告らに対し求める作為の内容が特定されているということとはできない。」（原判決40ページ）として、個人情報抹消請求に係る訴えを却下したものである。

このように、一審原告らは、被控訴人国及び一審被告県だけでなく原審裁判所からも請求の趣旨を特定するよう繰り返し求められたにもかかわらず、これに応じず、原判決で訴えを却下され、しかも、控訴審においても4回も

口頭弁論期日が行われた後、控訴提起（令和4年3月7日）から約1年3か月が経過してようやく本件申立てをしたものであり、本件申立ては、明らかに時機に後れている。

更にいえば、一審原告らは、本件申立てにおいて、「原判決は、一審被告県及び一審被告国に対する個人情報の抹消請求について、抹消の対象となる情報が特定されていないとして一審原告らの訴えを却下した。しかし、この判断は不当であり、一審原告らは、請求の趣旨は十分特定されていたと考えるが、なお念のため、別紙物件目録1及び同2（特に、予備的請求3）のとおり請求の趣旨を特定するとともに、その理由について述べる」（訴えの変更申立書3ページ。傍線は引用者による。）とし、その理由については、本件申立て以前から繰り返し行われていた特定性に関する独自の見解を述べる主張に終始するものであることからすれば、本件申立ては、現時点で行わなければならない理由も必要性もないまま、「念のため」程度に行われるものである。

そして、仮に本件申立てが認められれば、被控訴人国としては、新請求に対する反論、すなわち、新請求において請求は特定されたといえるのか、一審原告らが抹消を求める対象とする情報は被控訴人国が現に保有しているのか、同情報のうち違法に収集したものが何であるのか、そのような情報をどのように収集したのか、その収集が違法といえるのか、一審原告らに受忍限度を超えるほどの人格権の侵害が生じたといえるのかなどに関する調査、反論を余儀なくされ、一審原告らにおいても更に再反論するなどして、控訴審の終結まで相当長期間を要することになることは明白である。

したがって、本件申立ては、著しく訴訟手続を遅延させるものであることは明らかである。

- 3 以上のとおり、本件では、個人情報抹消請求の前提となる事実関係について原審が審理を遂げたとはいえず、相手方である被控訴人国が強く異議を述べて

いるから、本件申立てによる訴えの変更を許すことによって被控訴人国の審級の利益を害することが明らかであり、また、本件申立ては訴訟手続を著しく遅延させるものであるから、本件申立ては不当である。

よって、本件申立ては許すべきではない。

第3 結語

以上のとおり、本件申立ては不当であるから、被控訴人国は、民訴法297条、143条4項に基づき、本件申立てによる訴えの変更を許さない旨の決定をするよう申し立てる。

そして、従前から述べているとおり、一審原告らの被控訴人国に対する本件控訴に理由がないことは明らかであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以 上